

批判を受け入管法が改定され労働基準法などが適用されるようになりました。しかし、Tグループ傘下の農家で働く外国人実習生たちは「法に基づく待遇」を受けているのでしょうか。そうであればEさんは声を上げなかったはずです。

もう一つ気がかりなことがあります。K 農園への最初の行動の時、協同組合は飛んできました。団体交渉にも当事者として参加しました。4月2日の件で協同組合にも申し入れをしました。協同組合からの回答は「Tとは契約が切れる。窓口にはならない」というものでした。

2011年の移住連の省庁交渉で「農業実習生」について取り上げられています。「最近労基法を盾に、労働時間は適用除外で良いとする農業技能実習生の受け入れ団体が非常に増えています。農水省の留意事項を守って労基法を適用している監理団体から逆差別との反発もあり、切り下げも出てきている」という箇所です。農林事業については、労基法の中で労働時間、休日、休憩の適用が除外されています。今回の件でK農園が逃げられなかったのは雇用契約書に残業代が明記されていたからです。T社は「適用除外」を悪用する方向に舵を切ったのではないかと思うのです。私たちは今後もT社に対し抗議をしていくつもりです。

.....  
9回 大村入国管理センターへの質問と回答の報告

今年度も2012年12月10日に大村入国管理センターとの意見交換会を行いました。今年は参加者が過去最高の23名となりましたが、施設の見学と意見交換会、収容者との面会と午後いっぱい時間を使って行いました。

1、収容施設及び被収容者の状況

① 現時点(2012年10月末)での収容定員と収容人員

- ・国籍別被収容者数 世代別 (10代、20代 30代 40代 50代以上)
- ・九州外の入国管理センターなどから移送されてきた被収容者の割合を教えてください。

《昨年の回答》

- ・収容定員 800名
- ・11年10月末現在の収容人員 22名 (全員男性)  
九州以外からの移送者 50%(広島、高松など 中四国地方からの分も含む)
- ・国籍別内訳  
中国 3名 パキスタン 3名 フィリピン 3名 韓国 2名 トルコ 2名  
その他各1名が計9名 (イラン、ケニア、ナイジェリア、カメルーン、アメリカ バングラデシュ、ペルー、ドミニカ)
- ・年代別 10歳代0名 20歳代7名 30歳代5名 40歳代8名 50歳代以上2名

《今年の回答》

- ・収容定員 800名(実行収容定員は男子区100名)
- ・12年10月末現在の収容人員 26名(全員男性)  
九州以外からの移送者 61.5% (九州内は刑務所や警察からが多い)
- ・国籍別内訳 全員男性  
ネパール6名 イラン5名 パキスタン3名 ペルー2名 カメルーン2名  
その他各1名が計8名(中国、インドネシア、トルコ、ロシア、ナイジェリア、キューバ、ドミニカ、セントルシア)
- ・年代別 10歳代0名 20歳代7名 30歳代7名 40歳代9名 50歳代以上3名

② 2012年の平均収容期間と長期収容期間について教えてください。

《昨年の回答》

- ・平均収容期間 53.1日(2010年の平均収容期間)
- ・長期収容期間 約2年(2011年9月末現在)

《今年の手答》

- ・平均収容期間 59.01日(2011年の平均収容期間)
- ・最長期収容期間 2年9ヶ月(2012年10月末現在)

③ 現時点(2012年10月末)で6ヶ月以上の長期収容者の人数について教えてください。

《昨年の回答》6ヵ月以上 9名

《今年の手答》6ヶ月以上 21名

④ 2011年と2012年1月～10月の収容施設内での被収容者の自殺未遂(自傷行為)の件数は何件ですか。

《昨年の回答》

- ・2010年 自殺未遂 1件 自傷行為 1件
- ・2011年1月～9月 自殺未遂0件 自傷行為0件

《今年の手答》

2011年、2012年1月～10月は、自殺未遂、自傷行為のいずれもなし

⑤ 2011年と2012年1月～10月の期間中に仮放免が認められた人数とその主な事由別(帰国準備、病気療養、行政訴訟係争中、難民認定関係、その他)の内訳人数を教えてください。

《昨年の回答》

- ・2010年 10件許可
  - ・2011年1月～9月まで 10件
- 諸般の理由を考慮して仮放免しているので、個別の理由は答えられない

《今年の回答》

・2011年 14件                      ・2012年1月～10月 10件

諸般の事情を総合的に考慮して判断しているので、許可に至った理由は答えられない。

- ⑥ 仮放免については諸般の理由を考慮して決定しているとのことですが、次の事由うち考慮される事由として含まれないものは、どれですか。

ア)オーバーステイ期間の長さ、イ)本人の犯罪歴、ウ)保証人の状況、エ)本人の国籍、オ)本人の健康状況、カ)センターでの態度、キ)本人の帰国意志、ク)婚姻・婚約の状況、ケ)親族の在日状況、コ)本人や親族の資産状況、サ)大村入国管理センターのこれまでの仮放免決定の前例、シ)センター施設の状況、キ)センターのスタッフ人員の状況、ク)本人の仮放免申請の意志、

上記の事由以外に考慮する事由は何ですか。また、決定に際して考慮する事由のうちの上位3つをあげて下さい。

《今年の回答》

諸般の事情を総合的に判断しており、事由は個々により相違するため回答は控える。

- ⑦ 国費送還者は2011年及び2012年1月～10月の期間中に何名いましたか。

《昨年の回答》

・2010年 11名                      ・2011年1月～9月 9名

《今年の回答》

・2011年 13名                      ・2012年1月～10月 6名

- ⑧ 被収容者からの苦情申し立ては、2011年及び2012年1月～10月の期間中に何件ありましたか。その苦情の内容の主なものは何ですか。2008年から3年続けて0件になっています。苦情申し立てが出来ることを、どのように周知徹底していますか。

《昨年の回答》

・2010年及び11年9月まで該当者なし

案内版を設置するなどして、周知徹底するように配慮しています。

《今年の回答》

・2011年 0件

・2012年1月～10月 1件(自らの申し出に対する入国警備官への不満を訴えた件)

案内板での掲示、各居室に備え付けの収容生活のガイドラインで周知している。日本語含め8ヶ国語で作成。

- ⑨ 2011年及び2012年1月～10月の期間中に収容者の中で宗教上の行事を希望した者は何名いましたか。

《昨年の回答》

- ・2010年 延べ21名 ・個別4件 ・集団4件
- ・2011年1月～9月 延べ40名 ・個別1件 ・集団9件

《今年の回答》

- ・2011年 延べ65名
- ・2012年1月～10月 延べ177名(2012年はラマダン期間中3名が実施を希望し、給食の支給時間を変更した)

- ⑩ 記録の残っている限りで、2012年10月までの間に性的マイノリティで特別な処遇をした実人数をお答えください。そのうち人身売買被害者であつた者の人数をお答えください。

《今年の回答》

該当事例なし

- ⑪ 2010年及び2011年1月～9月の期間中に収容者の中に男性の人身売買被害者は何名いましたか。いる場合は、その人数と国籍を教えてください。

《昨年の回答》

- ・2010年及び11年9月まで該当者なし

(注)人身取引被害者ではないが、質疑の中で、2010年性的マイノリティの被収容者一人がいたことがあり、その場合、他被収容外国人と別の棟の収容室(8-10人の部屋)に一人で収容する配慮がなされた、

《今年の回答》

該当事例なし

- ⑫ 2012年10月末時点で、大村入国管理センターの被収容者の中に刑事罰を受け受刑後に収容されている外国人は何人いましたか。また、6ヶ月以上の長期収容されている者のうち何人いましたか。

《昨年の回答》

- ・2010年 13名 うち6か月以上 5名
- ・2011年1月～9月末時点では9名 6か月以上 6名

《今年の回答》

- ・2012年1月～10月時点では10名 うち6ヶ月以上7名  
(2011年、及びうち6ヶ月以上 については回答されず)

- ⑬ 2009年7月に改定入管難民認定法が成立して以降、各地の収容施設で被収容者を対象に新に提案箱が設置されていますが、2010年10月25日以降の提案による改善処置は何かありましたか。

## 《昨年の回答》

改善措置2件 検討中1件

2010年10月25日の入国管理局のホームページで公表されているが、大村入国管理センターについては、①収容所内に設置された公衆電話の音声聞き取りにくい。→業者による工事により改善。②単独室(被収容者を一時隔離するための部屋)のトイレが室外からトイレ使用者の状況が見える → 衝立等の設置工事を実施し、改善。③イスラム教徒の被収容者へのハラールフード(イスラム法で許された食べ物)についての十分な理解に立って、その提供を検討すること。→ハラールフードは、現時点ではコスト面で実施が困難であり、継続して検討する。

## 《今年の回答》

提案箱に投函されている内容は、西日本地区入国者収容所等視察委員会が箱を開け、中身を確認している。その内容を踏まえ当所に意見を提出する。2010年10月以降の同委員会からの当所に対しての意見については、法務省ホームページに掲載の通り。その中で現在までに改善措置をとったものは、①被収容者の避難誘導のための誘導灯の配備 ②非常災害時の対応、施設内のルール、各種申請の方法などについて記載された収容生活のガイドラインを各居室に配備 ③シャワー中のプライバシー保護のため、シャワー室入口カーテンを設置 ④診療時の通訳は三者間通話機・ハンズフリーフォンを設置し、医療用語が理解できる通訳を確保

## 2、職員体制について

- ① 2012年度の大村入国管理センターの職員定員は何人ですか。2012年度は前年度に比べて、どの分野にどのくらい増員がなされましたか。

《昨年の回答》 ・2011年度 49名 5名の減少

《今年の回答》 ・2012年度 49人 増減なし

- ② 新聞報道(2012年9月23日 読売新聞)によれば、「大村センターの13年度の維持運用経費については、今年度(1億5000万円)比で半減するとして13年度予算案の概算要求に盛り込んだ。」とされていますが、2013年度予算が2012年度予算より半減する場合、大村入国管理センターの2013年度の職員数はどのくらいになる見込みですか、

《今年の回答》 不明(本省で検討中)

- ③ 2011年及び2012年1月～10月の入管センターの一人当たりの月平均残業時間はどのくらいですか。

《昨年の回答》

・2010年は8時間

・2011年1月～9月は7時間

《今年の回答》

・2011年 約7.3時間                      ・2012年1月～10月 約6.9時間

3、医療スタッフ及び医療ケアについて

- ① 2012年度の大村入国管理センターでの医療スタッフ(医師、看護師、薬剤師、その他)の内訳を、昨年の回答と比べて人数など、訪問日に変化しているところがあれば教えてください。

《昨年の回答》

・昨年と同じ(常勤医師・内科医1名 歯科医師 火曜日と金曜日の週2回 看護師2名)  
但し、歯科医師による診療回数は、受診者の減少がみられることから週2回から週1回に減少した。

《今年の回答》

・昨年と同じ(常勤医師が1名、非常勤歯科医1名、看護師2名)

- ② 2011年及び2012年1月～10月の期間中に、長期被収容者の中で精神を病んでいる被収容者のケアについてお聞きます。メンタルケアの専門家によるカウンセリングは昨年の回答に比べて変化していますか。また投薬をしていますか。

《昨年の回答》

・昨年と同じ。投薬処方している。

《今年の回答》

・昨年と同じ。医師の診断で投薬が必要な人には処方している。

- ③ 2011年及び2012年1月～10月の期間中にメンタルケアの専門家によるカウンセリングの述べ件数及び一人当たりの平均回数を教えてください。

《昨年の回答》

・2010年 延べ100件  
・2011年1月～9月 延べ83件

《今年の回答》

・2011年 延べ107件  
・2012年1月～10月 延べ116件  
・一人当たり平均の統計はない。複数回の者もあり、受けない者もいる。

- ④ 2011年及び2012年1月～10月の期間中にメンタルケアの専門家によるカウンセリングの際に、通訳がついたケースは何件ありましたか。

《昨年の回答》 ・2010年 4件

《今年の回答》 ・当該期間中の通訳の事例なし

- ⑤ 2011年に被収容者から外部の医療機関での受診・検査の希望は何件ありましたか。またそ

の内、外部の医療機関に受診・検査が認められたのは何件ですか。具体的に何かの診察を受けましたか。

《昨年のお返事》

・2010年 21件 外部で受診（内科 13件 整形外科8件 泌尿器科 2件 耳鼻咽喉科1件 眼科1件） すべて官費、希望の有無は取っていない。

《今年のお返事》

・2011年 24件 外部で受診（内科 4件、整形外科 4件、循環器科 2件、耳鼻咽喉科 2件、眼科 7件、放射線科、歯科、泌尿器科、口腔外科、救急外来は各 1件） 希望の有無は統計はない。

⑥ 2012年に常勤医師に診察された被収容者のうち、通訳がついて診察が行われたケースは何件ありましたか。

《昨年のお返事》 不明

《今年のお返事》 2012年 1件

⑦ 被収容者の治療の際に施設内に常備されている薬はどのくらいの種類の病気に対応できる薬が常備されていますか。また、年間どのくらいの薬が使用されていますか。また昨年のお返事と比べて変化しているものがありましたらお返事ください。

《昨年のお返事》

・常備薬 200種 市販薬 11種あり  
・内科・外科・整形外科・泌尿器科・耳鼻科の医院が対応できる同等の薬を用意している。  
・使用実績は、処方 19988個 市販 1787個

《今年のお返事》

・内科・外科・整形外科・泌尿器科・耳鼻咽喉科の医院が対応できる同等の薬を常備  
・常備薬（医師処方） 200種 市販薬（警備室保管） 11種あり  
・使用実績は、処方薬 27791個 市販薬 2543個

⑧ 昨年のお返事においても常備薬、市販薬については一種類を常備しているとのことでしたが、精神安定剤、睡眠導入剤、鎮痛剤別について変更はありましたか。

《昨年のお返事》

鎮痛剤のセデス1種類で、精神安定剤や睡眠導入剤は常備していない。

1日最大9錠 服用機関と累積錠数の統計を取っていない。

《今年のお返事》

・精神安定剤、睡眠導入剤は常備なし。鎮痛薬はセデス 1種類のみ。セデスは一日最大 9錠。服用期間と累積錠数の統計はない。

- ⑨ 施設内に設置されているレントゲンは、2011年と2012年1月～10月までに何人の被収容者に使用されましたか。

《昨年の回答》

- ・2010年 149件
- ・2011年1月～9月 82件

《今年の回答》

- ・2011年 115件
- ・2012年1月～10月 130件

#### 4、被収容者の処遇について

- ① 平成23年度の予算決算と被収容者一人当たりのコストが公表されています。大村入国管理センターの24年度予算の内訳(庁舎維持管理費、光熱水料、ガードマン委託費、被収容者食糧費)と一人当たりのコスト及び平成25年度概算要求における内訳をお答え下さい。

《昨年の回答》

経費は、食料・医療・クリーニング・光熱水道費・冷暖房・配膳・清掃・ごみ処理・護送・警備・人件費など多岐にわたり算出が困難である。

《今年の回答》

24年度予算内訳は、庁舎維持管理費7200万円、光熱水料3700万円、ガードマン委託費3700万円、被収容者食糧費500万円で、一人当たりのコストは算出できない。

25年度概算要求内訳は庁舎維持管理費4300万円、光熱水料1600万円、ガードマン委託費1500万円、被収容者食糧費1300万円。

- ② 9月25日の新聞報道では「法務省は・・・大村入国管理センターなど3施設について2013年度以降、廃止や統合を含めて体制を縮小する方針を決めた。」とあり、また10月25日の新聞報道では、財務省は大村入国管理センターについて「他用途への転用を含めて適切なあり方を早急に検討し、結論を出すべきだ」としているとのことですが、現在までにどのような方向で検討されていますか。

《今年の回答》

近年の被収容者数減少を踏まえ、効率的な運用の観点から他用途への転用も含めた三センターの収容体制の見直しが図られることになっているが、具体的見直し案については法務省で検討中。

- ③ 2012年になり、喫煙者用棟と非喫煙者棟に分離されていますが、それぞれの棟の平均収容人数は何人ですか。また、それぞれの棟での11月末の被収容者数は何人ですか。

《今年の回答》

11 月末の収容者数は、喫煙者用区域 7 人、非喫煙者用区域 18 人。入所時に喫煙棟、非喫煙棟の希望を確認しており、途中からの変更は可能。平均利用者数統計は出していない。

- ④ 2011 年の1部屋の定員及び1部屋の平均収容人員数は何人程度ですか。

《昨年の回答》 ・10 人部屋に対し4～5名 1人部屋は無い

《今年の回答》 ・昨年と同じで、10 人部屋に対し4～5名 1人部屋は無い

- ⑤ 運動時間、入浴、衣類の洗濯について。昨年の回答と比べて変化したところがありますか。変化しているものをお答えください。

《昨年の回答》

昨年は、2010 年6月に入浴(シャワー、毎日)時間を 13 時～16 時 30 分に拡大した。

(従来は 14 時～16 時)と回答したが、2011 年は洗濯機と乾燥機を各1台追加設置した以外は変化なし。

《今年の回答》

戸外運動はこれまで移動時間を含めて 1 時間、実質 45 分としてきたが、6 月 1 日から移動時間を含まず実質 1 時間と改めた。その他は昨年と同じ。

- ⑥ 被収容者の食事については、昨年と比べて変わったことがあれば回答してください。

《昨年の回答》

2010 年 10 月 18 日から牛肉を含む食材の使用が認められ、提供できるメニューが増した。朝食のパンが冷たいので改善してほしいとの要望を受け、温かいパンを提供できるようにした。

《今年の回答》

朝食のパンは食パンのみだったが、バリエーションをつけて欲しいとの希望があり、検討の結果 4 月下旬からコッペパンを 10 日おきに提供。5 月下旬から、ご飯が冷めにくいよう発砲スチロール製保温箱を使用している。

- ⑦ 面会者は 2010 年に延べ何名くらい被収容者と面会していますか。

《昨年の回答》 ・2010 年 1362 名

《今年の回答》 ・2011 年 延べ 1259 名

## 外国人への国籍差別

### 外国人生活保護受給者への国民年金保険料法定免除除外の問題

中島 眞一郎(コムスタカー外国人と共に生きる会)

#### はじめに

在住外国人への社会保障の適用は、国籍条項を理由とした排除から国籍条項の撤廃による適用へ拡大していきます。1977 年の国際人権規約の批准、1981 年の難民条約批准後、日本